

いばらき出会いサポートセンター賛助会員募集要項

(目的)

第1条 いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が推進する結婚支援事業の趣旨に賛同し、センターの運営を支援していただける会員を広く募集するため、本要項を制定する。

(賛助会員の区分等)

第2条 賛助会員は、個人会員、団体会員及び特別会員に区分する。

2 賛助会員は、センターが推進する結婚支援事業の用に供することを目的として、次に定める会費を納付するものとする。

区分	例	会費
個人会員	ボランティア等	年額一口 5,000円
団体会員	企業, NPO法人, 財団法人等	年額一口 10,000円
特別会員	バナー広告を掲載する企業等	年額一口 50,000円

※会費の有効期限は、4月1日から翌年の3月31日まで

3 年度途中において賛助会員となった場合は、年会費の額の1/2分の1の額に、入会した月を含めその年度の残余月数を乗じた額を会費とする。ただし、残余月数を乗じて得た額に1000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

4 センターは、次の各号のいずれかに該当する者から賛助会員への応募があったときは、これを拒否することができる。賛助会員になった後においてこれらに該当するに至った場合は、退会させることができる。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
- (2) 茨城県の指名停止措置等を受けている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う者
- (4) 消費者金融を営む者
- (5) 賭博・ギャンブルに関する営業を行う者
- (6) 法令に定めのない医療に類似する行為を行う者
- (7) その他広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められる者

(特別会員の特典)

第3条 特別会員は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) センターのホームページにバナー広告を掲示し、又は自社のホームページにセンターのホームページへのリンクを貼ること。

- (2) センターのポスター又はふれあいパーティー等のチラシに社名又は商標を掲載すること。
- (3) センターが配信するメールマガジンに出会いや結婚に関する自社イベントの情報等を掲載すること。

2 前項第1号のバナー広告の掲示については、別に定める。

(賛助会員の申込方法等)

第4条 賛助会員になろうとする者は、「いばらき出会いサポートセンター賛助会員申込書」(別紙様式1)を、センターに提出するものとする。

2 センターは、前項の申込みを適当と認めるときは、賛助会員登録通知書を送付するものとする。

(賛助会費の支払方法)

第5条 賛助会費の支払いは、センターの口座への振り込みとする。この場合において、賛助会員は、センターが送付する賛助会員登録通知書に記載された指定の銀行口座に振り込むものとする。

(賛助会員の退会)

第6条 賛助会員を退会する場合は、センターに退会届(別紙様式2)を提出するものとする。

(賛助会費の返還)

第7条 賛助会員が年度途中で退会した場合は、賛助会費を返還しないものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンターが定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成21年9月30日から施行する。

(会費の特例)

2 この要項の施行の日から平成22年3月31日までに、21年度及び22年度の賛助会員として申し込んだ者については、第2条第3項の規定にかかわらず、21年度の会費を免除することができる。